

## 川崎市エイズボランティア活動センター事業実施要綱

### (目的)

第1条 市民によるエイズボランティアの活動施設を設置することにより、エイズの正しい知識の普及・啓発活動を展開し、HIV感染の予防対策及び患者・感染者に対する支援を行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 この施設の名称は「エイズボランティア活動センター」(以下「センター」という。)とする。

### (設置・管理)

第3条 センターは、利用者の利便性を考慮し、健康福祉局健康安全室が設置及び管理する。

### (開設日時)

第4条 センターは、設置されているビルの休館等、特段の理由がある場合を除き、毎日開設する。

2 センターの開設時間は、原則として9時から16時までとする。ただし、必要に応じて開設時間を延長することができる。

### (利用者)

第5条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかを満たすものであること。

(1) 川崎市内で活動するエイズに関するボランティア団体であること。

(2) かわさきエイズボランティア講座の修了者及び神奈川県エイズボランティア育成講座の修了者。

(3) その他健康福祉局長が認めた者。

### (利用目的)

第6条 センターの利用は、第1条に定める目的に沿った内容でなければならない。

(利用者登録)

第7条 第5条に掲げる団体等は、事前に利用者登録を行わなければならない。

2 登録方法等については、別に運営要領により定める。

(許可の取り消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当したときは、利用許可を取り消す事がある。

(ア) 第5条の各号に定める要件を満たさなくなったとき。

(イ) 第6条に定める利用目的を満たさなくなったとき。

(ウ) 運営要領に定める厳守事項の規定に違反したとき。

(エ) 秩序を乱し、又は公益を害する行為があったとき。

(オ) 管理上支障があるとき。

(カ) その他健康福祉局長が必要と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めのないものは、健康福祉局長が必要により定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、平成9年8月20日施行「エイズサポートかわさき設置要綱」及び「エイズサポートかわさき運営要領」は廃止する。

3 この要綱は、平成21年4月1日から改正施行する。